

各都道府県財政担当部長
各都道府県契約担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市財政担当局長
各指定都市契約担当局長

} 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

官公需印刷物の入札・契約について（通知）

標記の件について、別添1のとおり、経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課長から当職あてに、地方公共団体における官公需印刷物の入札・契約に関する配慮について依頼がありました。

地方公共団体においては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第8条の規定に基づき、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めることとされているところ、本年4月22日に閣議決定された「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）においては、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、最低制限価格制度、低入札価格調査制度の適切な活用等の対策を講ずることや、中小企業官公需特定品目の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図ること、コンテンツ版バイ・ドール契約など受注者の知的財産権に配慮した契約の活用を促進すること等に努めることが記されています。

総務省においては、「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和7年4月22日付け総務省自治行政局長通知）により、地方公共団体における入札・契約手続の運用について、関係法令及び基本方針に基づき、適切に対応するよう通知しているところですが、昨年9月3日に実施した「官公需印刷物の入札・契約に関する実態調査」においては、令和4年度に実施した同調査と比較して改善は見られたものの、改善傾向は一部の地方公共団体に留まることが明らかとなっています。

ついては、官公需印刷物の入札・契約に当たり、基本方針や別添2「官公需印刷物の入札・契約について（通知）」（令和7年6月25日付け経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課長通知）等を十分に踏まえ、貴団体における印刷物の発注を担当する部局と、入札・契約事務を総括する部局・会計管理部局、予算執行を総括する財政担当部局等の関係部局間において必要な連携を図って、最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成や、最低制限価格制度や低入札価格調

査制度の適切な活用等の対策を講ずることにより中小企業・小規模印刷事業者の受注機会の増大を図り、また、コンテンツ版バイ・ドール契約など受注者の知的財産権に配慮した契約を積極的に活用していただくようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

経 済 産 業 省

20250625 商局第 6 号
令和 7 年 6 月 2 5 日

総務省自治行政局行政課長 殿

経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課長

官公需印刷物の入札・契約について（依頼）

地方公共団体においては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 8 条の規定に基づき、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めることとされているところ、本年 4 月 22 日に閣議決定された「令和 7 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）においては、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、最低制限価格制度や低入札価格調査制度の適切な活用などの対策を講ずることや、中小企業官公需特定品目の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図ること、受注者の知的財産権に配慮した契約やコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進すること等に努めることが記されています。

また、官公需印刷物については、「官公需印刷物の入札・契約に関する知的財産権等の取扱いについて（通知）」（令和 5 年 10 月 16 日付け 20231012 情局第 1 号経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課通知）及び「官公需印刷物の入札・契約に関する取扱いについて」（令和 5 年 10 月 20 日付け総行行第 456 号総務省自治行政局行政課長通知）において、印刷物の発注を担当する部局、入札・契約事務を総括する部局・会計管理部局、及び予算執行を総括する財政担当部局等の関係部局間において必要な連携を図り、最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、最低制限価格制度や低入札価格調査制度等の適切な活用等の対策を講ずること等により中小企業・小規模印刷事業者の受注機会の増大を図ること、また、受注者の知的財産権に配慮した契約やコンテンツ版バイ・ドール契約の積極的な活用について通知したところです。

一方で、令和 6 年度に「官公需印刷物の入札・契約に関する実態調査」を実施したところ、令和 4 年度に実施した同調査と比較して改善は見られたものの、改善傾向は一部の地方公共団体に留まることが明らかとなりました。

ついては、今般、各地方公共団体において上記基本方針にご対応いただくとともに、官公需印刷物の入札・契約の適正化へ向けて、別添のとおり各都道府県宛てに通知を発出しました。

本通知に基づく対応を適切に実施するためには、全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市町村において本通知の趣旨が徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

経 済 産 業 省

20250625 商局第2号

令和7年6月25日

各都道府県商工担当課長 殿

経済産業省商務・サービスグループ文化創造産業課長

官公需印刷物の入札・契約について（通知）

地方公共団体においては、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第8条の規定に基づき、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めることとされているところ、本年4月22日に閣議決定された「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）においては、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、最低制限価格制度や低入札価格調査制度の適切な活用などの対策を講ずることや、中小企業官公需特定品目の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図ること、受注者の知的財産権に配慮した契約やコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進すること等に努めることが記されています。

また、官公需印刷物については、「官公需印刷物の入札・契約に関する知的財産権等の取扱いについて（通知）」（令和5年10月16日付け20231012情局第1号経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課通知）及び「官公需印刷物の入札・契約に関する取扱いについて」（令和5年10月20日付け総行行第456号総務省自治行政局行政課長通知）において、印刷物の発注を担当する部局、入札・契約事務を総括する部局・会計管理部局、及び予算執行を総括する財政担当部局等の関係部局間において必要な連携を図り、最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、最低制限価格制度や低入札価格調査制度等の適切な活用等の対策を講ずること等により中小企業・小規模印刷事業者の受注機会の増大を図ること、また、受注者の知的財産権に配慮した契約やコンテンツ版バイ・ドール契約の積極的な活用について通知したところです。

上記対応を踏まえ、令和6年度に「官公需印刷物の入札・契約に関する実態調査」を実施したところ、令和4年度に実施した同調査と比較して改善は見られたものの、改善傾向は一部の地方公共団体に留まることが明らかとなりました。

つきましては、下記の事項を参考に、適切な予定価格の作成、最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入、印刷事業者が製作する知的財産や印刷データの財産的価値への配慮、コンテンツ版バイ・ドール契約の積極的な活用について積極的に検討いただくとともに、中小企業・小規模印刷事業者や業界団体から官公需に関する相談があれば適切に応じていただきますようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 適切な予定価格の作成について

官公需印刷物における契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、単に過去の発注実績から予定価格を作成するのではなく、昨今の原材料費や人件費、エネルギーコストの高騰など、最新の実勢価格等を踏まえた適正な予定価格の作成が求められます。具体的には、下記事項を考慮の上、適正な予定価格の作成を検討してください。

- ① 予定価格の作成にあたり、自ら積算を行う際は、印刷物の種類別に積算体系を解説し、その項目ごとに料金と算出法、積算事例が掲載されている最新版の「積算資料 印刷料金（一般財団法人経済調査会）」や「物価資料（一般財団法人建設物価調査会）」等を参考にしてください。
- ② 予定価格の作成にあたり、参考見積を印刷事業者から取得する際は、印刷設備を保有し、発注者と同一都道府県内に存する自社生産可能な印刷事業者から原材料費や人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた見積書の提出を依頼してください。

2. 最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入について

最低制限価格制度や低入札価格調査制度の導入は、過度な低価格競争を抑止させ、適正な競争を促進することができる上、印刷物の品質確保にも資することから、積極的な導入を検討してください。導入事例は別紙 1 のとおりです。

3. 入札参加資格における地域要件の導入について

入札参加資格における地域要件の導入は、地域経済の活性化や地元企業の育成につながることから、透明性や公正性にも配慮しながら、積極的な導入を検討してください。導入事例は別紙 1 のとおりです。

4. 印刷事業者が製作する知的財産や印刷データの財産的価値に配慮した取扱いについて

官公需における印刷発注においては、十分に検討されることなく一律に著作権の全てが発注者に譲渡されている、知的財産権の権利範囲が不明確になっている、知的財産権が無償で譲渡・利用されている等、発注者と受注者の間で対等な契約がなされていないことが問題となっています。

印刷事業者が製作する知的財産や印刷データの財産的価値に配慮した取扱いに関する検討すべき事例及び優良事例を別紙 2 のとおり整理していますので、仕様書や契約書作成において活用を検討してください。

5. コンテンツ版バイ・ドール契約の条項例

印刷事業者は、印刷物の製作過程において、写真やキャラクター、イラスト、テキスト、グラフィックデザイン等のコンテンツを制作することがあり、その権利を保有しています。

しかしながら、官公需における印刷物を発注する際、仕様書や契約書において「著作権等の権利は受注者に帰属する」としていない場合や、「著作権等の権利は発注者に帰属する」等の文言を付しておきながら権利の買取りを適正に行っていない場合があるとの指摘があります。また、コンテンツに係る著作権等の権利範囲を明確にしないまま、発注者が無断でキャラクターを他の用途に使用したり、グラフィックデザインを改変したり、独自に再印刷するなどの二次利用を行えば、著作権法違反となるおそれがあります。

このため、政府では、著作権等の知的財産権を受注者に帰属させ、二次利用しやすくする「コンテンツ版バイ・ドール契約」の導入を推進しています。地方公共団体においても積極的にコンテンツ版バイ・ドール契約の導入を検討してください。

【官公需における印刷発注では著作権の権利範囲を明確化して財産的価値に留意しましょう！（経済産業省中小企業庁HP）】

<<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/hoshin/reference/insatsu.pdf>>

【委託契約書フォーマット（コンテンツ版バイ・ドール条項入り概算契約書）】

<https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/c-bay/r5keiyaku_format-2.html>

※具体的な条項例は別紙3のとおり。

以上

(別紙1) 最低制限価格制度・低入札価格調査制度・地域要件の導入事例

1. 最低制限価格制度の導入事例

最低制限価格制度に関する実施要領や実施要項、取扱基準を策定し、以下のような項目により制度の詳細を規定することで本制度を導入している事例があります。

- ・対象となる調達案件
- ・最低制限価格の設定方法
- ・落札者の決定方法

導入事例：

(1) 東京都「印刷請負にかかる最低制限価格制度の本格実施について」

<https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/documents/pdf20220325175910_1.pdf>

(2) 長崎県佐世保市「佐世保市財務規則」>第6章 契約>第2節 一般競争入札>第166条の3 (3) (最低制限価格)

<https://en3-jg.d1-law.com/sasebo/dlw_reiki/H344902100009/H344902100009.html>

2. 低入札価格調査制度の導入事例

低入札価格調査制度に関する実施要領や実施要項、取扱基準を策定し、以下のような項目により制度の詳細を規定することで本制度を導入している事例があります。

- ・調査を行う場合の基準となる価格の設定
- ・調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の対応
- ・調査事項の設定

導入事例：

(1) 宮城県「印刷物低入札価格調査制度」

<<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/keiyaku/kbit.html>>

(2) 山口県下関市「下関市印刷物製造請負契約低入札価格調査制度実施要領」

<<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/uploaded/attachment/50312.pdf>>

3. 地域要件の導入事例

一般競争入札の参加資格や、一定の基準を満たす一般競争入札の対象業者に要件を設けることで地域要件を導入している事例があります。

一般競争入札の参加資格に所在地及び企業規模要件とその優先順位を設ける。

一般競争入札のうち一定の基準を満たすものについて、地域要件を付した対象業者を定める。

導入事例：

(1) 長野県「製造の請負、物件の買入れ、その他の契約の概要」

<<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/buppin/tetsuzuki/index.html>>

次の要件を参加要件の基本とし、案件ごとに定めている。

- ・ 「製造の請負」のうち、印刷・製本業務については、長野県内に本店を有する事業者
- ・ 印刷・製本業務を除く「製造の請負」、「物件の買入れ」、「その他の契約」については、長野県内に本店又は支店・営業所を有する事業者

(2) 愛知県「本庁における定時見積の実施について」

<<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/562111.pdf>>

調達条件として、一般印刷、軽印刷の調達については、「原則、自社の印刷機を使用すること。また、県内で全工程を行うこと」が示されている。

(別紙2) 印刷事業者が製作する知的財産や印刷データの財産的価値に配慮した取扱いに関する検討すべき事例及び優良事例

1. 検討すべき事例

慣例より、仕様書作成の際に調達目的の達成のために著作権を譲渡させることが本当に必要なのか十分に検討されず、一律に著作権の全てが地方公共団体に譲渡されるような仕様を作成している場合があります。

成果物に関する著作権は、全て発注者に帰属するものとする。

受注者が制作した成果物、成果物の電子データ及び成果物の製作過程において新規に作成されたキャラクターの財産権、利用権、商標権及び著作権は、全て発注者に帰属するものとする。

受注者は、自らが制作した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

2. 優良事例

発注者が不要な著作権を受注者に帰属させることは、著作物の二次的活用の促進がなされ、受発注者の著作物制作に係るインセンティブ向上にもつながります。

著作権を発注者に帰属させる必要がある場合は、受注者における著作権者人格権の不行使の対価を契約金額に含まれる旨を仕様書や契約書において明確化させることが望まれます。

成果物や成果物の電子データ及び成果品の製作過程において新規に作成されたキャラクターに関する著作権は受注者に帰属するものとする。

第〇条 この事業において得られた成果物に関して、著作権は発注者に帰属するものとする。

2 受注者は、自ら及び成果物の制作に関与した者をして、発注者又は発注者の指定する第三者に対し、前項の規定により著作権が発注者に帰属する成果物に関して、著作権者人格権を行使せず、また、これを行使させないものとする。

3 発注者及び受注者は、第1項に規定する著作権の帰属及び前項に規定する著作権者人格権の不行使の対価がこの契約の契約金額に含まれていることを確認する。

(別紙3) コンテンツ版バイ・ドール契約の条項例

(コンテンツの定義)

第〇条 本契約において「コンテンツ」とは、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するものをいう。

(知的財産権の範囲)

第〇条 本契約において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権（以下「商標権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権を受ける権利」と総称する。）
- (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作物の著作権及び外国における上記の権利に相当する権利（以下「著作権」という。）
- (4) 事業活動に有用な技術上又は営業上の情報のうち、秘密として管理され、公然と知られていないものであって、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「特定情報」という。）に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）上保護される利益に係る権利。

2 本契約において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びに特定情報については案出をいう。

3 本契約において「知的財産権の実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第7の2号、第9の5号、第11号にいう翻案、第15号、第16号、第17号、第18号及び第19号に定める行為並びに特定情報の使用及び開示をいう。

(知的財産権の帰属)

第〇条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを様式第〇による書面で甲に届け出た場合、委託業務において制作したコンテンツに係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- (1) 乙は、委託業務において作成したコンテンツに係る知的財産権については、遅滞なく、第27条の規定に基づいて、その種類その他の情報を甲に報告する。
 - (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該コンテンツを利用する権利を甲に許諾する。
 - (3) 乙は、当該コンテンツを相当期間活用していないと認められ、かつ、当該コンテンツを相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該コンテンツの活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該コンテンツを利用する権利を第三者に許諾する。
 - (4) 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
 - イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権（著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。次項において同じ。）を譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

（国等による無償の実施）

第〇条 甲又は甲が指定する第三者は、前条第1項の規定にかかわらず、本契約の委託目的を達成するために必要な場合には、無償で委託業務において作成したコンテンツに係る知的財産権を実施することができる。

（知的財産権の報告）

- 第〇条 乙は、委託業務に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に、様式第□による産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項及び同規則様式26備考24等を参考にして、当該出願書類に国の委託業務において制作したコンテンツに係る出願である旨を記載しなければならない。
- 3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、様式第□による産業財産権通知書を甲に提出しなけ

ればならない。

- 4 乙は、委託業務に係る著作物が得られた場合には、著作物が完成した日から60日以内に、様式第□による著作物通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、委託業務において作成したコンテンツを利用したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第○条第3項に規定する場合を除く。）は、甲に対して様式第□によるコンテンツ利用届出書を遅滞なく提出しなければならない。

（知的財産権の移転）

- 第○条 乙は、委託業務に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合には、第○条、第○条、第○条、第○条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、様式第□による移転承認申請書を甲に提出して甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第○条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。甲は、承認にあたり条件を付することができるものとする。
 - 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、様式第□による移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の実施許諾）

- 第○条 乙は、委託業務に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第○条、第○条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、委託業務に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、様式第□による専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第○条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
 - 3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、様式第□による専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

（知的財産権の放棄）

- 第○条 乙は、委託業務に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄（共有している知的財産権のうち、他の共有者が持分を放棄する場合を含む。）を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

（特定情報の指定）

- 第○条 甲及び乙は、協議の上、委託業務において作成したコンテンツに関する特定情報に該当するものについて、速やかに指定するものとする。

（知的財産権の管理）

- 第○条 第○条第2項に該当する場合、乙は、委託業務において作成したコンテンツの制作につい

て、次の各号に掲げる手続を甲の名義により行うものとする。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

(2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

2 甲は、前項の場合において委託業務に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(職務発明規定の整備)

第〇条 乙は、従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約を本契約の締結後速やかにその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りでない。

(知的財産等の使用)

第〇条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。



総務省



経済産業省

官公需印刷物の入札・契約に関する 実態調査の結果

総務省 自治行政局 行政課
経済産業省 商務・サービスグループ 文化創造産業課
令和6年12月

調査の実施概要

① 実施の目的

地方公共団体における印刷物※の入札・契約の実態について、令和4年度に実施した同調査からの取組の進展を把握することを目的に実施。

※ 塗工紙を使用するポスター、パンフレット、広報誌等や、上質紙を用いる報告書、手引き等の各種冊子等。

② 調査の方法

全都道府県・市区町村を対象として、総務省・経済産業省の連名で調査票を発出。

③ 調査の期間

令和6年9月3日～令和6年10月3日

④ 調査の内容

1 官公需印刷物の契約方法

2 低入札価格調査制度等の導入・実施状況

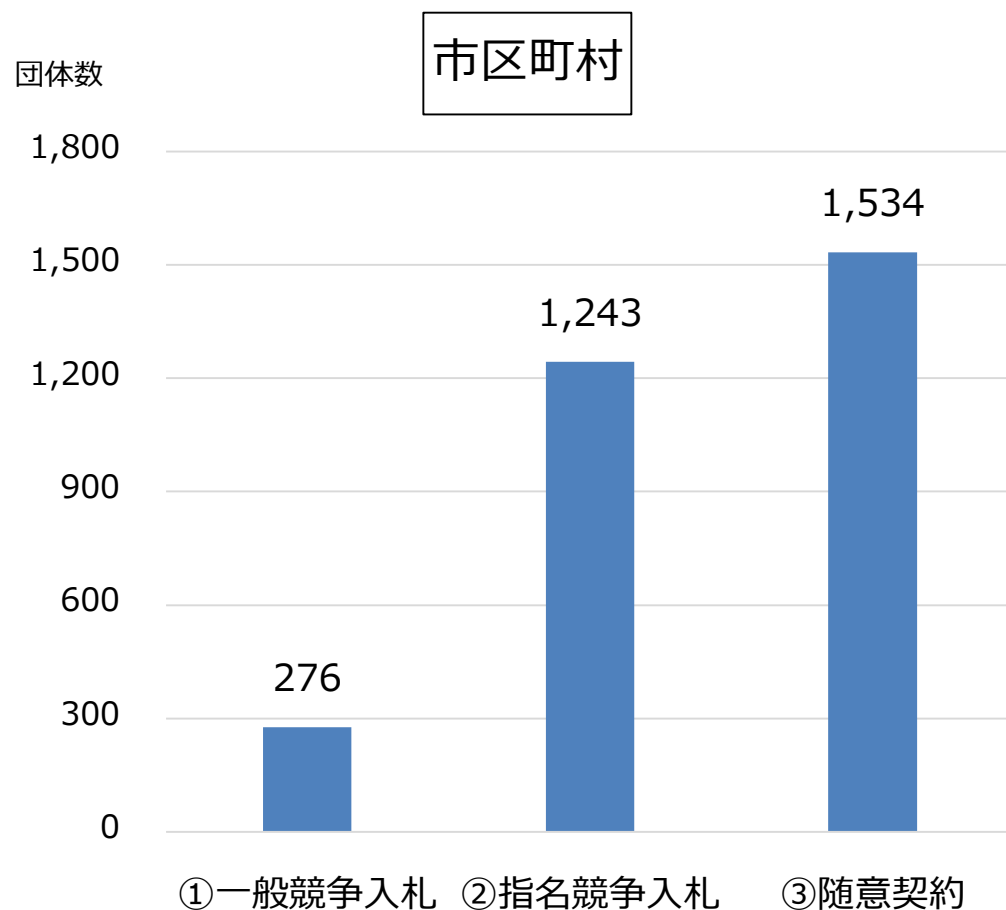
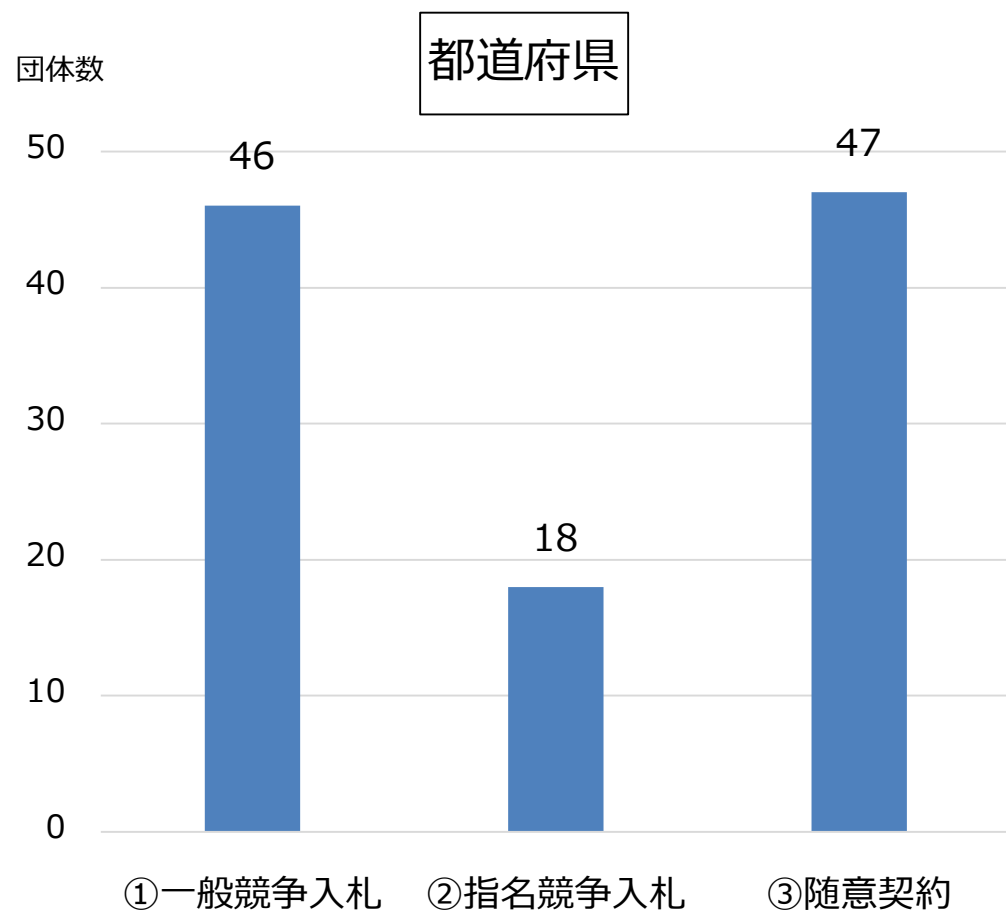
3 予定価格の設定方法

4 地元優先発注の有無等

5 仕様書等の状況等（知的財産等）

1 官公需印刷物の契約方法 (あてはまるものすべてに○)

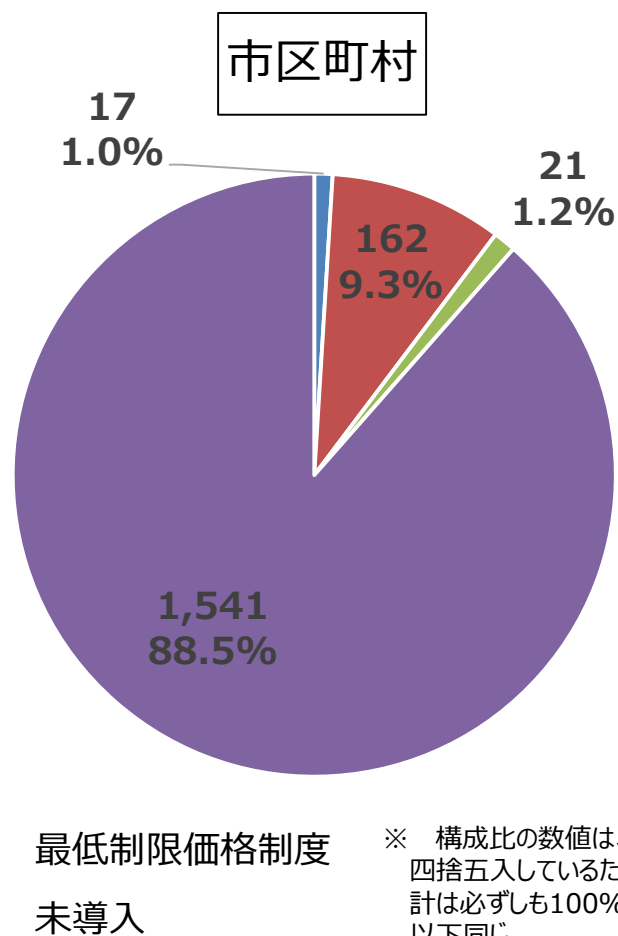
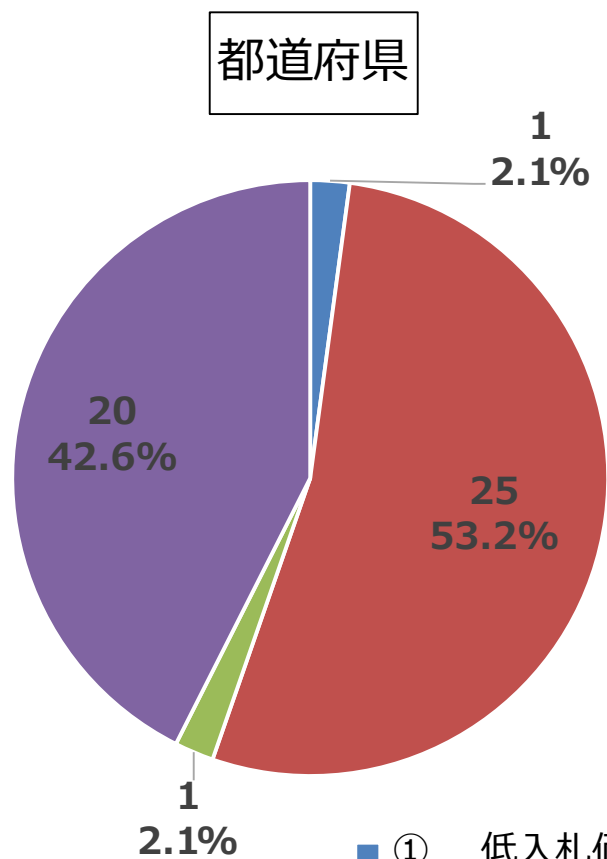
○ 多くの地方公共団体においては、一定の額の範囲内において随意契約を活用するなど、法令によって契約方法を使い分け。



2 低入札価格調査制度等の導入・実施状況

1 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況

○ 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入している都道府県は27団体（令和4年度：同値）、市区町村は200団体（令和4年度：187団体）。



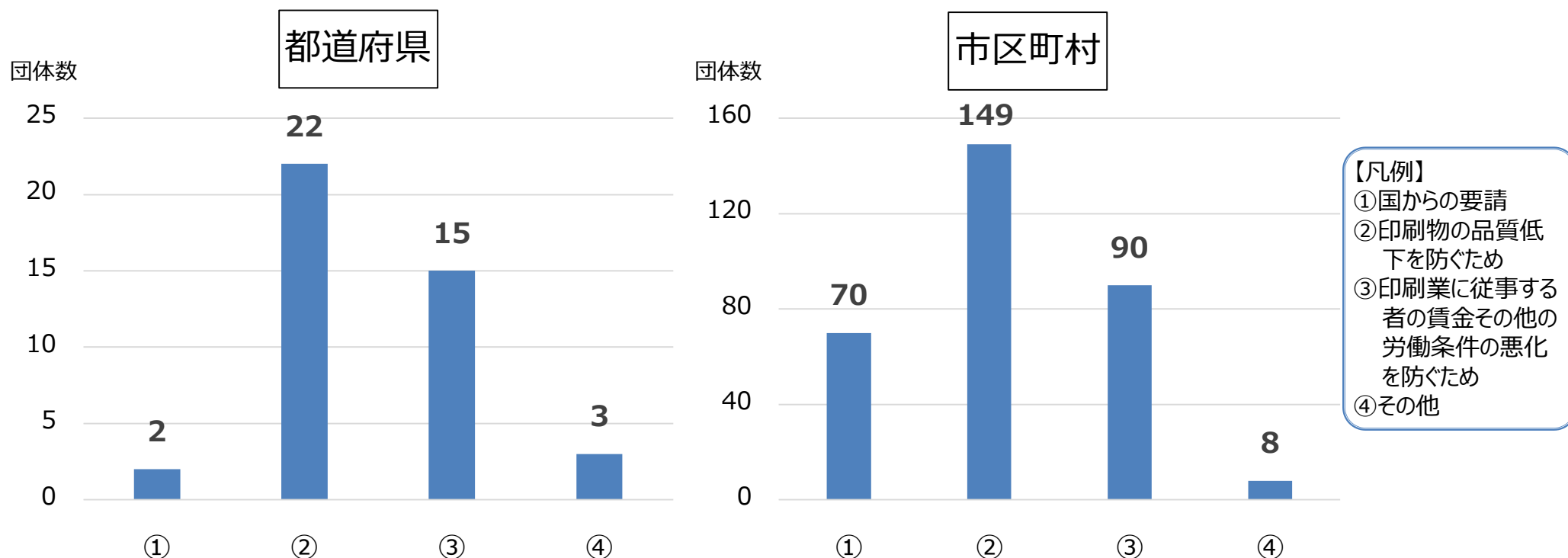
- ① 低入札価格調査制度
- ② 最低制限価格制度
- ③ ①と②の併用
- ④ 未導入

※ 構成比の数値は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、個々の集計値の合計は必ずしも100%とならない場合もある。以下同じ。

2 低入札価格調査制度等の導入・実施状況

2 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入した理由 (導入している場合、あてはまるものすべてに○)

○ 低入札価格調査制度等を導入した理由として、「印刷物の品質低下の防止」や、「印刷業に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化の防止」とする回答が多数。



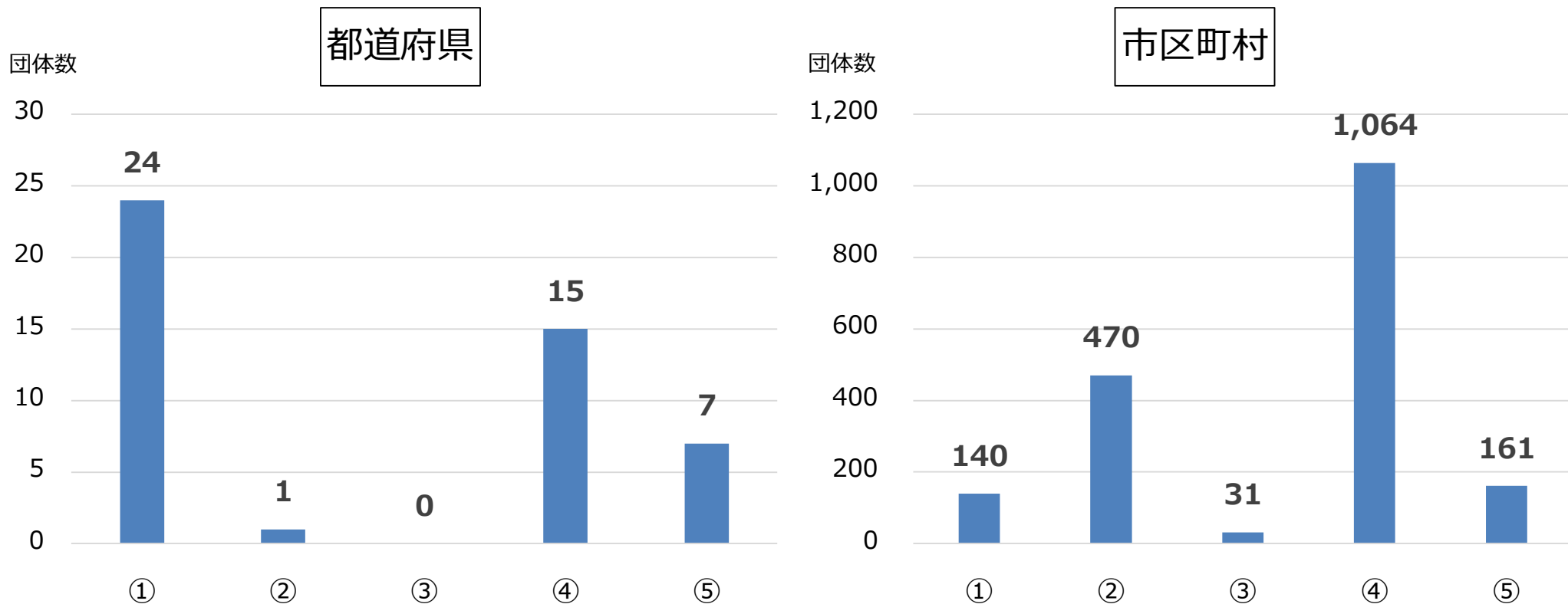
※ ④その他の例

- ・ 品質低下の防止に加え、企業の適正な利潤及び担い手の中長期的な確保するため。
- ・ 契約の適正な履行と公正な取引秩序の確保を徹底するため

2 低入札価格調査制度等の導入・実施状況

3 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入していない理由 (導入していない場合に回答)

- 低入札価格調査制度等を導入していない理由として、「他方の制度を導入している」場合を除き、「必要性を認識していない」とする回答が多数。
- 市区町村は「体制・ノウハウの課題」を回答した団体も一定数存在。



【凡例】

①他方の制度を導入している ②体制・ノウハウの課題 ③体制等以外の理由 ④必要性を認識していない ⑤その他

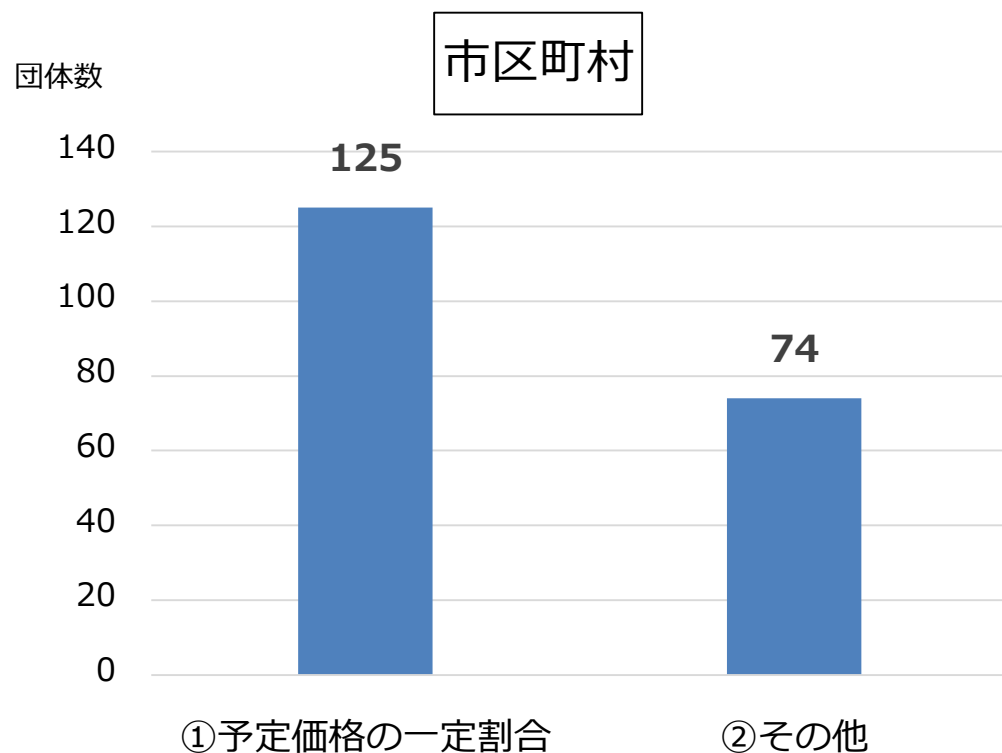
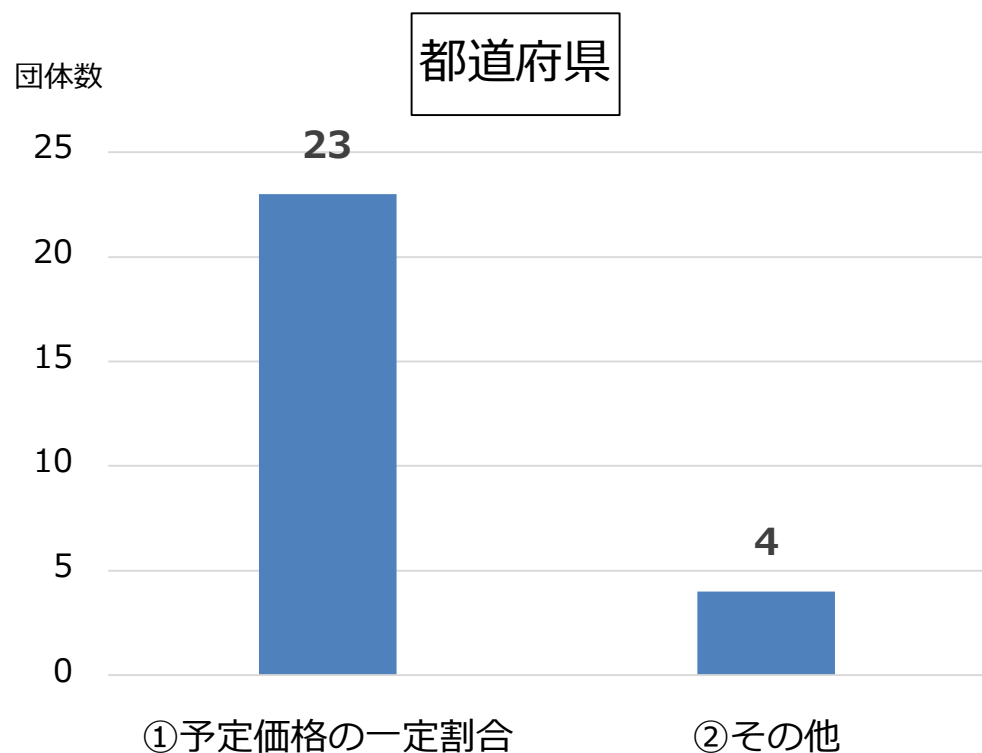
2 低入札価格調査制度等の導入・実施状況

4

低入札価格調査基準価格又は最低制限価格の設定方法

(導入している場合に回答)

- 低入札価格調査基準価格等の設定方法について、「予定価格の一定割合」とする回答が多数。



※ ②その他の例

- ・ 予定価格積算内訳のうち、印刷物のデータ作成料、刷版料、印刷料及び加工料（仕分け料・配送料を含む。）の合計額に一定割合を乗じ、これに用紙代を加算した額。
- ・ 予定価格に一定割合を乗じ、さらにランダム係数を乗じて算出した額。

2 低入札価格調査制度等の導入・実施状況

5

低入札価格調査基準価格又は最低制限価格を設定した案件数等 (導入している場合に回答(R5年度実績))

- 令和5年度に低入札価格調査基準価格等を設定した案件数は、都道府県平均45.0件（令和3年度：41.8件）、市区町村平均12.6件（令和3年度：12.3件）。
- 失格者が生じた案件数は、都道府県平均24.1件（令和3年度：22.1件）、市区町村平均4.1件（令和3年度：4.5件）。

(1) 案件数

	都道府県	市区町村
平均件数	45.0	12.6
最大件数	264	154
最小件数	1	1

(2) (1)のうち、低入札価格調査や最低制限価格未満の入札により失格者が生じた案件数

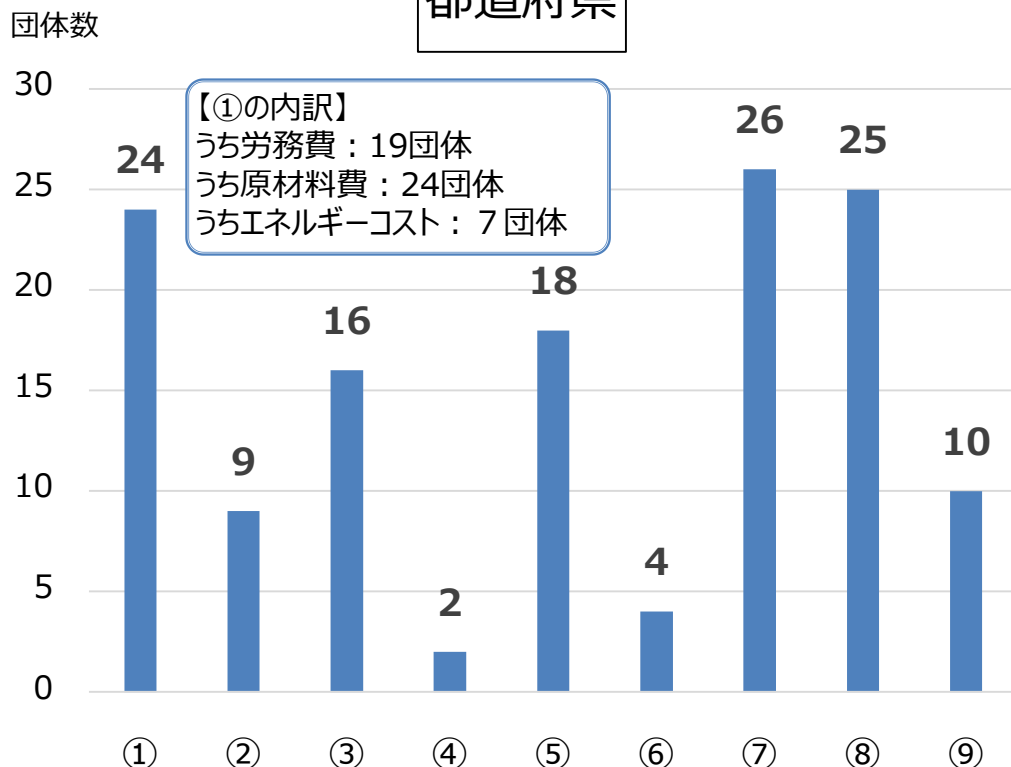
	都道府県	市区町村
平均件数	24.1	4.1
最大件数	213	19
最小件数	1	1

※ 該当する案件がない場合を除く。

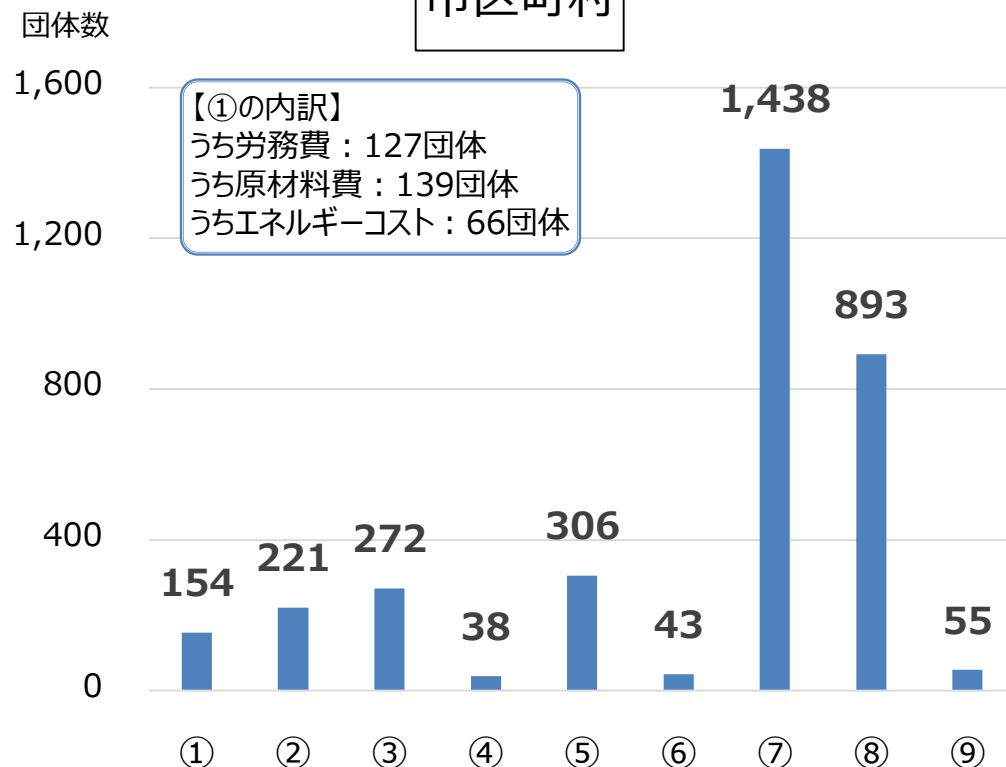
3 予定価格の設定方法（あてはまるものすべてに○）

- 予定価格の設定方法について、「複数社の見積り」とする回答が多数。都道府県においては、「労務費や原材料費等の最新の実勢価格を適切に反映して作成」と回答した団体も一定数存在。

都道府県



市区町村

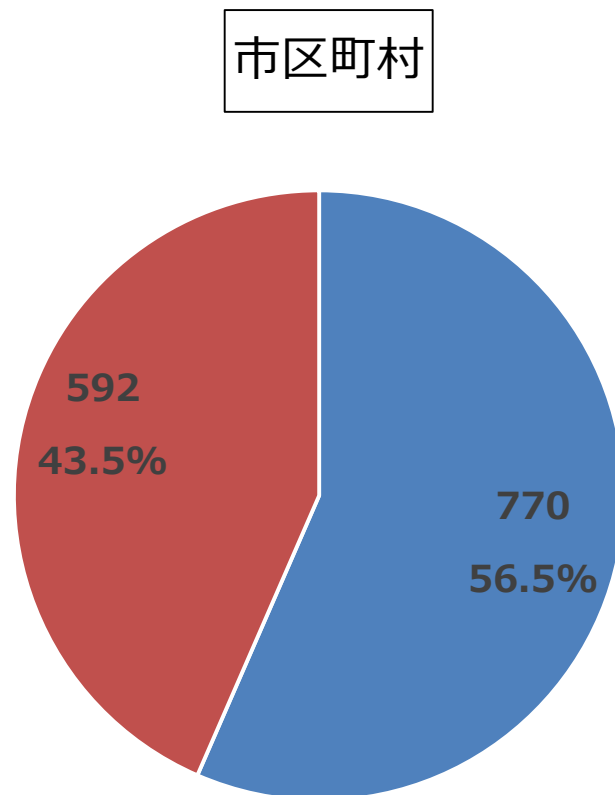
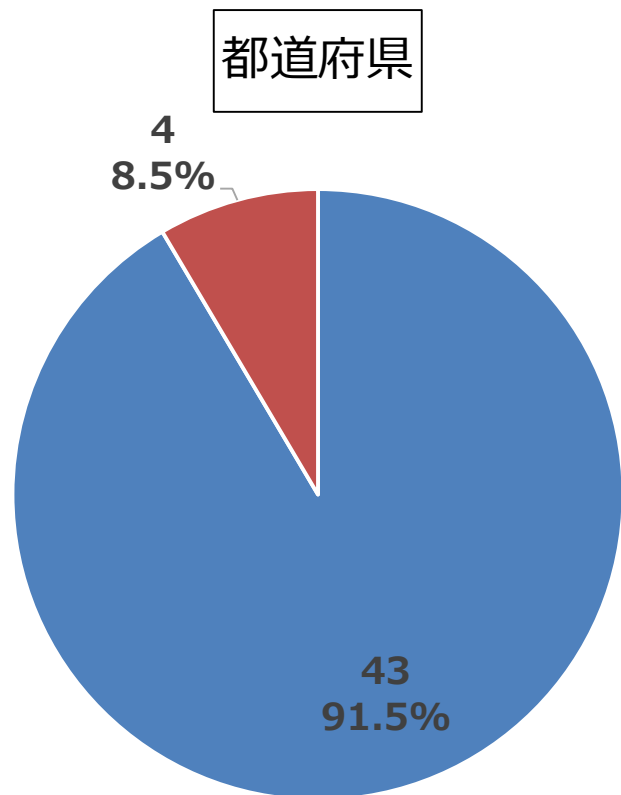


【凡例】

- ①労務費や原材料費等の最新の実勢価格を適切に反映して作成 ②類似の契約に係る市場価格を参考に積算
 ③類似案件の前回の予定価格等を基に積算 ④類似案件の前回の予定価格と同額 ⑤類似案件の前回の契約額を基に積算
 ⑥類似案件の前回の契約額と同額 ⑦複数社の見積り ⑧予算額の範囲 ⑨その他

入札参加資格としての地域要件の定めの有無（入札を行っている場合に回答）

- 地域要件を定めている都道府県は43団体（令和4年度：42団体）、市区町村は770団体（令和4年度：795団体）。

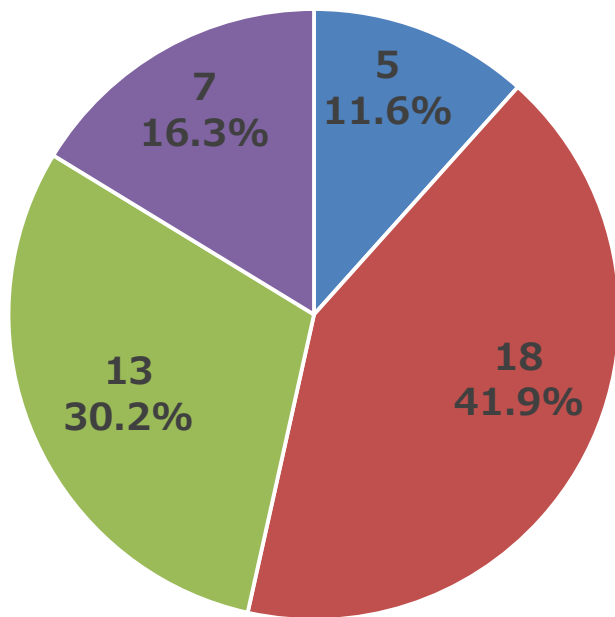


4 地元優先発注の有無等

2 地域要件の内容 (地域要件を定めている場合に回答)

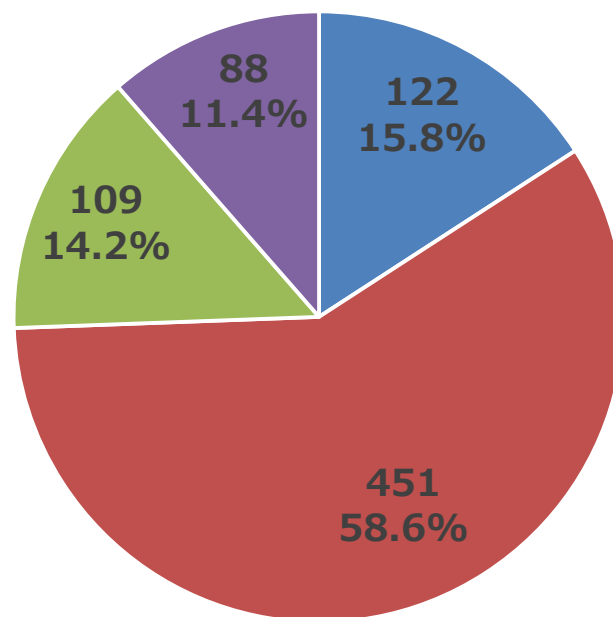
- 地域要件の内容について、「本店・支店・営業所等の所在」とする回答が多数。

都道府県



- ① 本店の所在
- ② 本店・支店・営業所等の所在
- ③ ①と②の併用
- ④ その他

市区町村

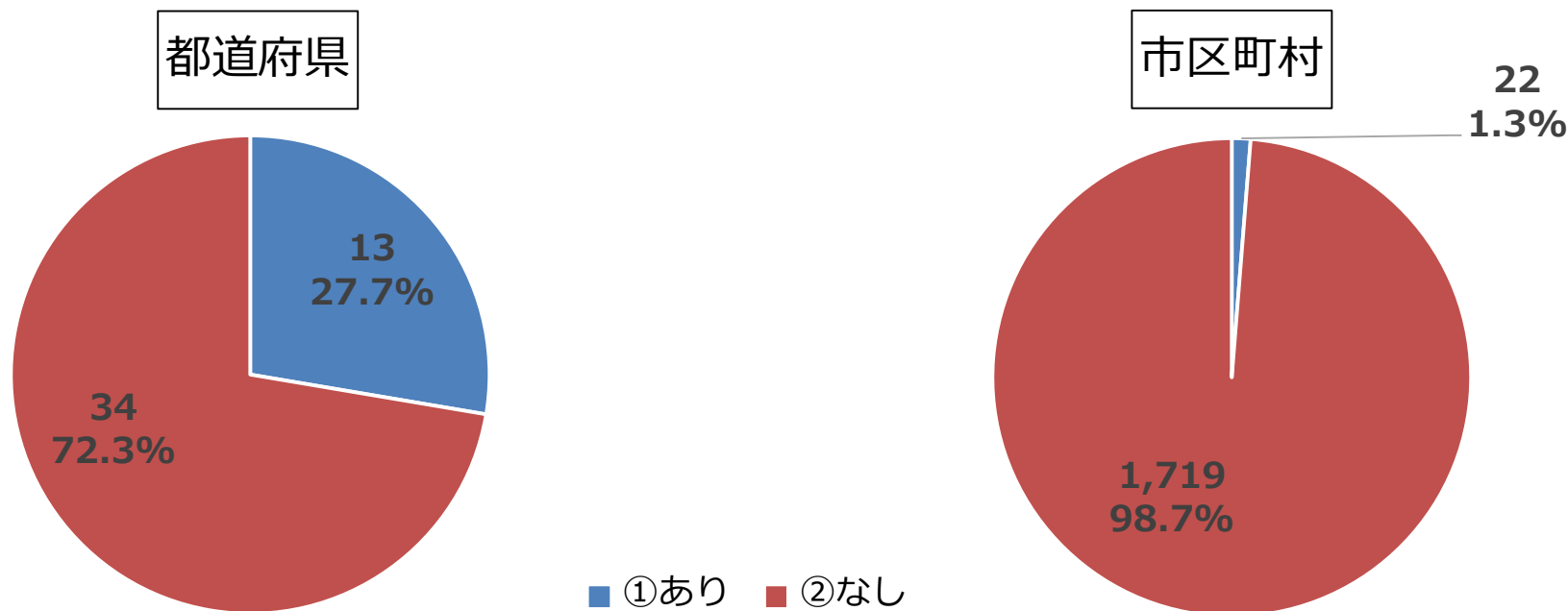


- ① 本店の所在
- ② 本店・支店・営業所等の所在
- ③ ①と②の併用
- ④ その他

5 仕様書等の状況等（知的財産等）

1 S R（社会的責任）調達を導入状況

- インセンティブを与える資格や評価項目等が「あり」とした都道府県は13団体（令和4年度：同値）、市区町村は22団体（令和4年度：27団体）。



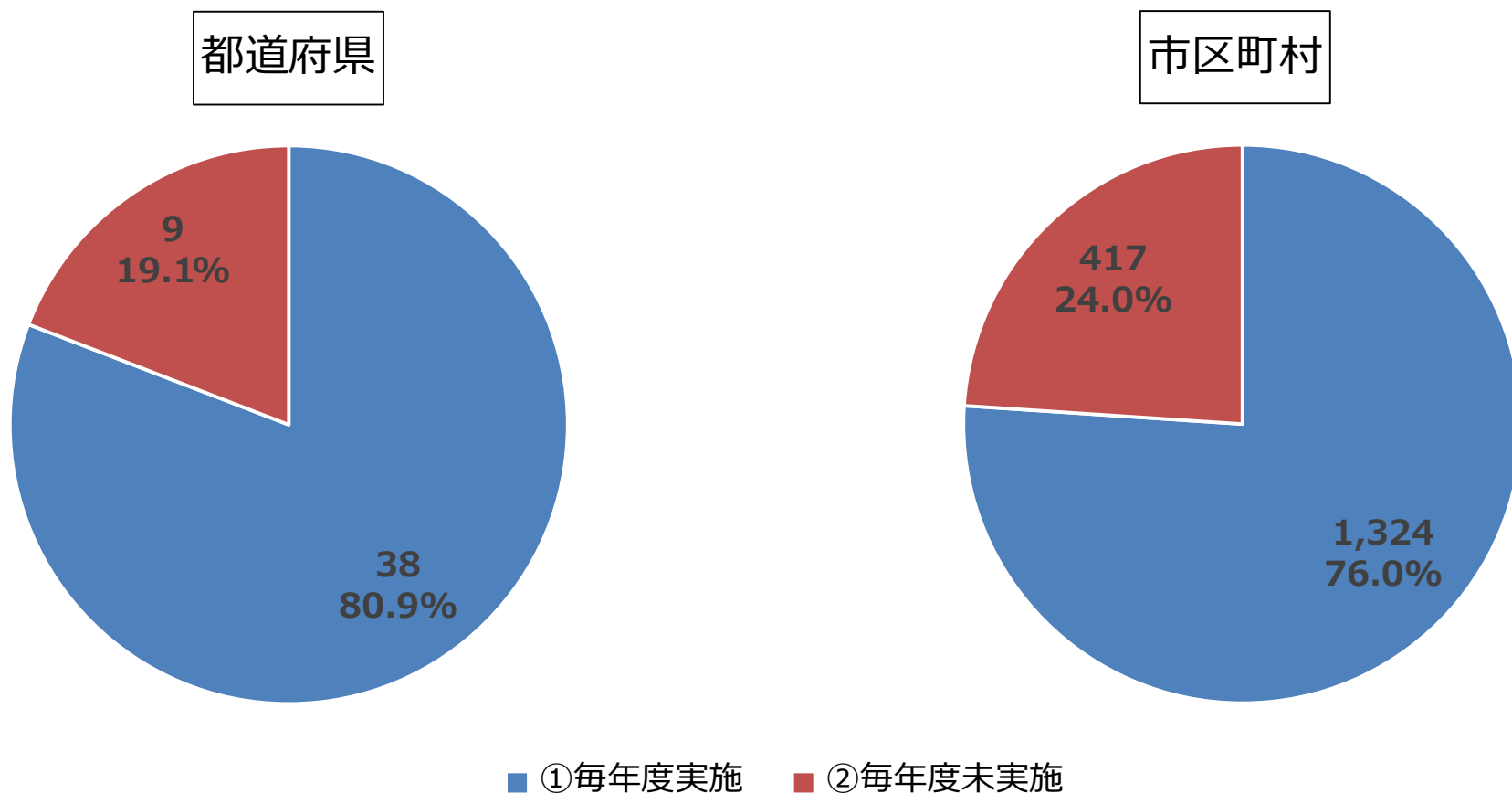
※ 評価項目の例

- ・ 企業におけるコンプライアンス（法令遵守、契約の適正な履行等）
- ・ 情報アクセシビリティの確保（情報保障・メディアユニバーサルデザイン）
- ・ 人権への配慮（人権に係る国際条約の遵守・尊重、ハラスメントの禁止等）
- ・ 環境への配慮（温室効果ガスの削減、省エネ、持続可能な資源利用の推進等）
- ・ 地域貢献・社会貢献（中小事業者の受注機会の確保、地域経済の活性化等）

5 仕様書等の状況等（知的財産等）

2 仕様書の内容の見直しの実施状況

- 仕様書の内容の見直しを毎年度実施している都道府県は38団体（令和4年度：34団体）、市区町村は1,324団体（令和4年度：1,365団体）。

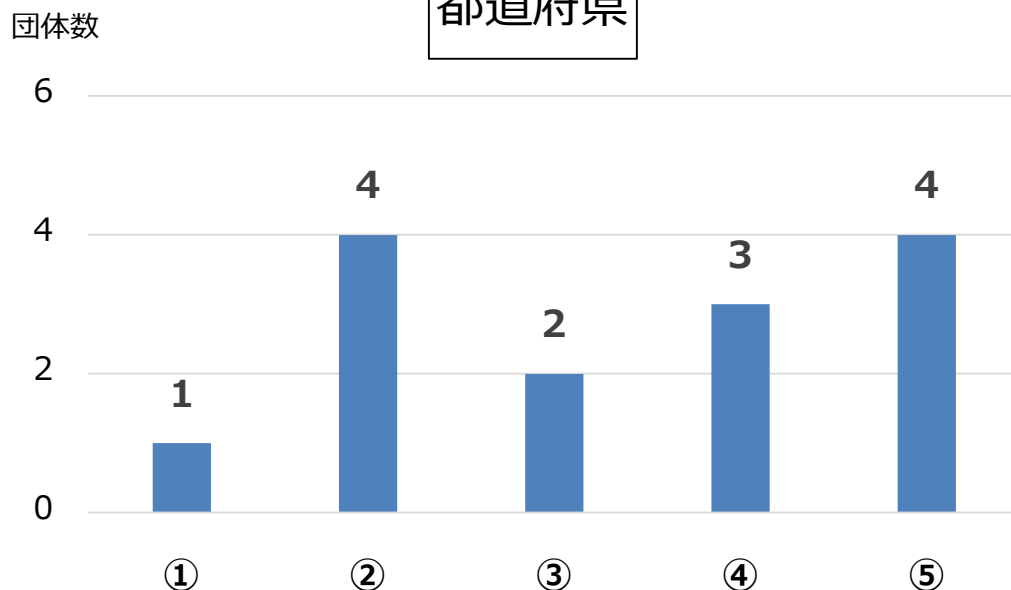


仕様書の内容の見直しを毎年度実施していない理由

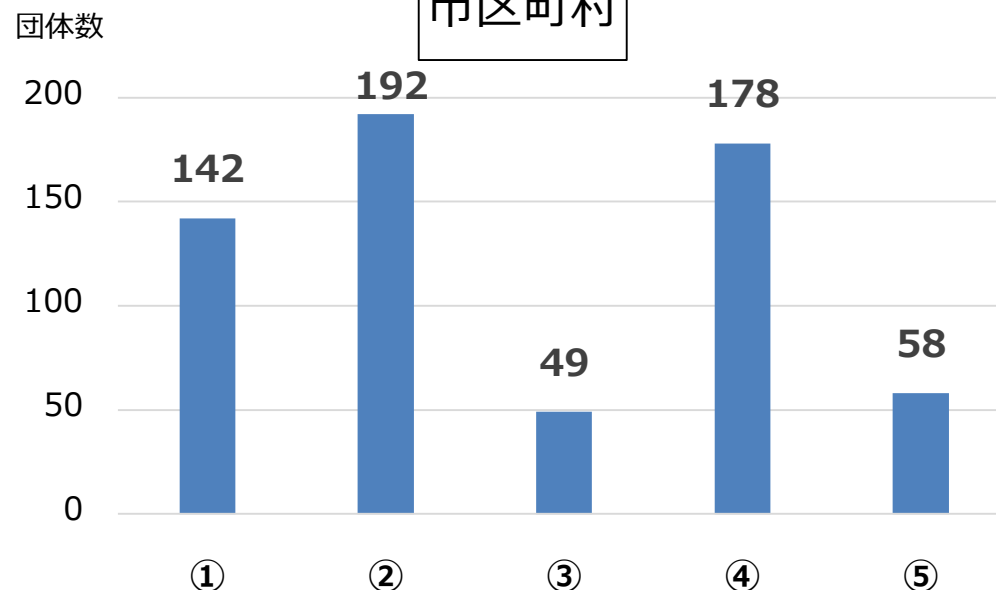
（毎年度実施していない場合、あてはまるものすべてに○）

- 仕様書の内容の見直しを毎年度実施していない理由について、都道府県においては、「引き継いだ仕様書の慣例的使用」、「その他」（毎年度ではなく、必要に応じて見直し）とする回答が多数。
- 市区町村においては、「内部の規程等がない」、「法令や印刷物の動向等を把握する時間的余裕無し」とする回答が多数。

都道府県



市区町村



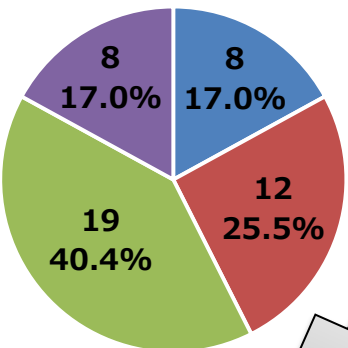
【凡例】

- ① 引き継いだ仕様書の慣例的使用
- ② 内部の規程等がない
- ③ 関係部署との連携・調整困難
- ④ 法令や印刷物の動向等を把握する時間的余裕無し
- ⑤ その他

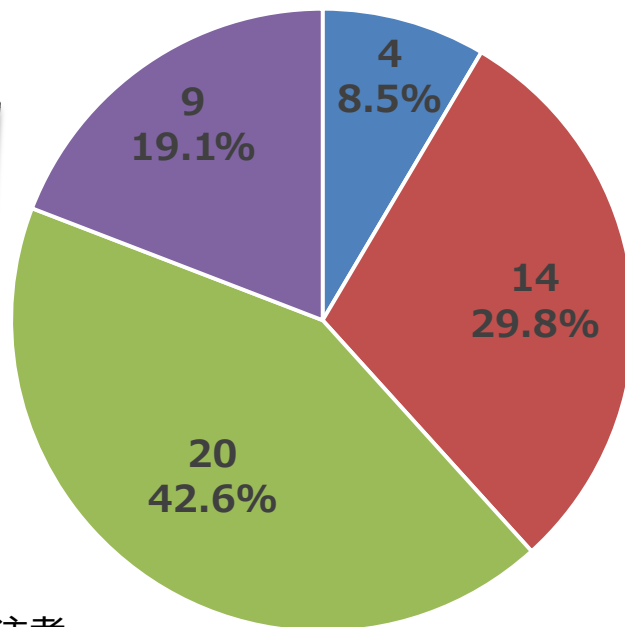
知的財産権の帰属

- 知的財産権の帰属について、都道府県・市区町村ともに、**「発注者」と回答した団体が減少し、「受注者」、「発注者と受注者の双方協議により決定」が増加。**

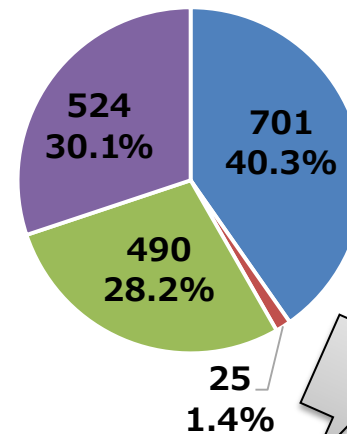
【令和4年度】



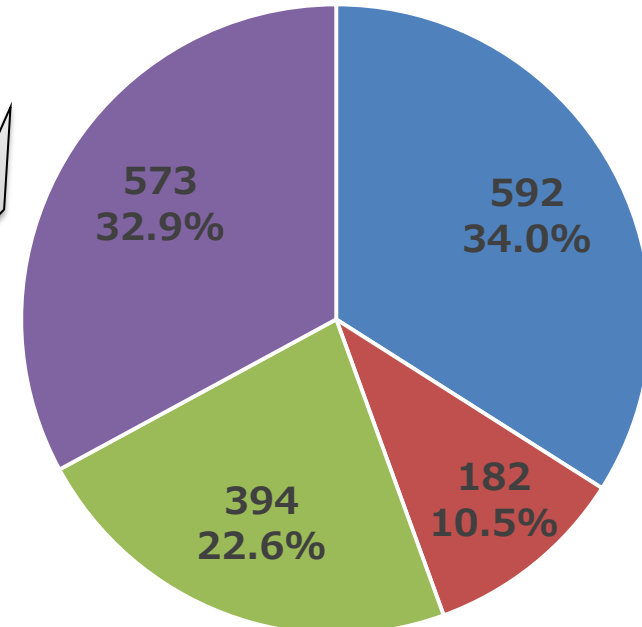
都道府県



【令和4年度】



市区町村



■ ① 発注者
■ ③ ①と②の併用

■ ② 受注者
■ ④ 発注者と受注者の双方協議により決定

5 仕様書等の状況等（知的財産等）

5 印刷物の発注におけるコンテンツ版バイ・ドール契約の状況

- 印刷物の発注におけるコンテンツ版バイ・ドール契約※を実施している都道府県は10団体（令和4年度：7団体）、市区町村は76団体（令和4年度：57団体）と令和4年度と比較して増加。

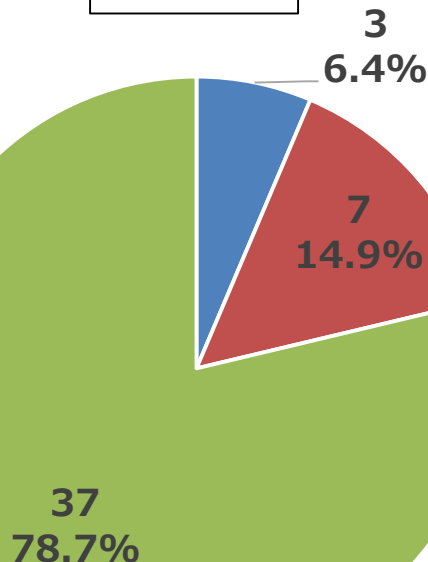
※ コンテンツ版バイ・ドール契約・・とは、契約に当たり、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるもの。

<コンテンツバイ・ドール条項入りの契約書フォーマット> https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/c-bay/r4keiyaku_format.html

【令和4年度】

4
8.7%
3
6.5%

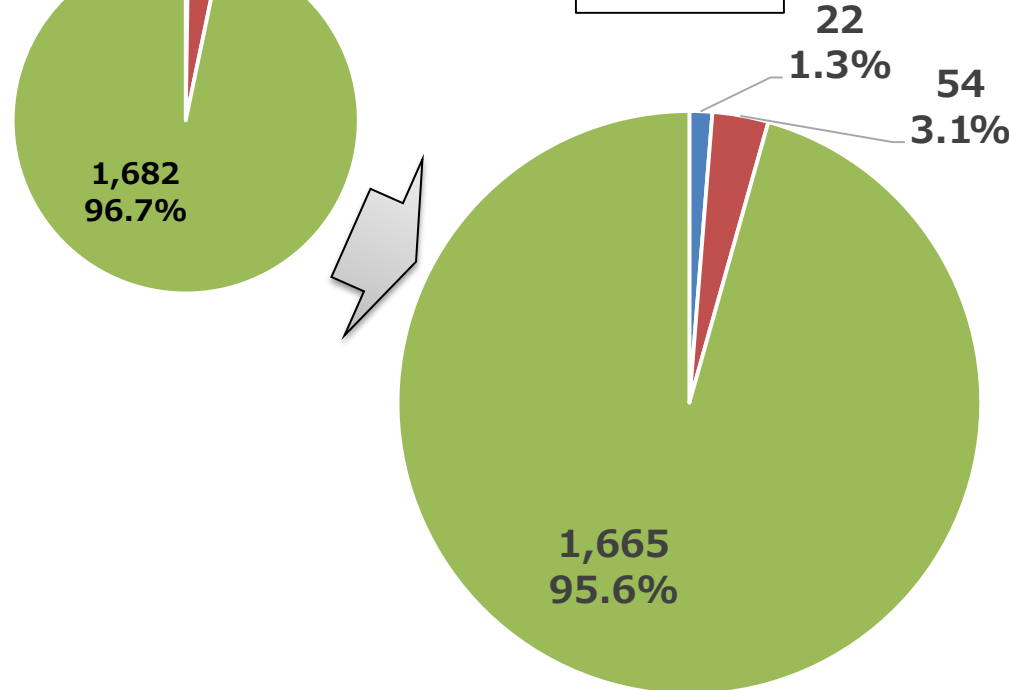
都道府県



【令和4年度】

4
0.2%
53
3.0%

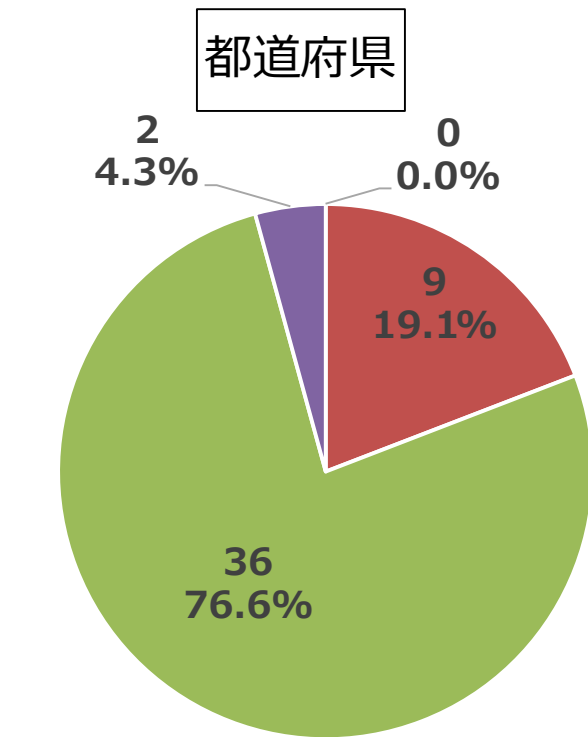
市区町村



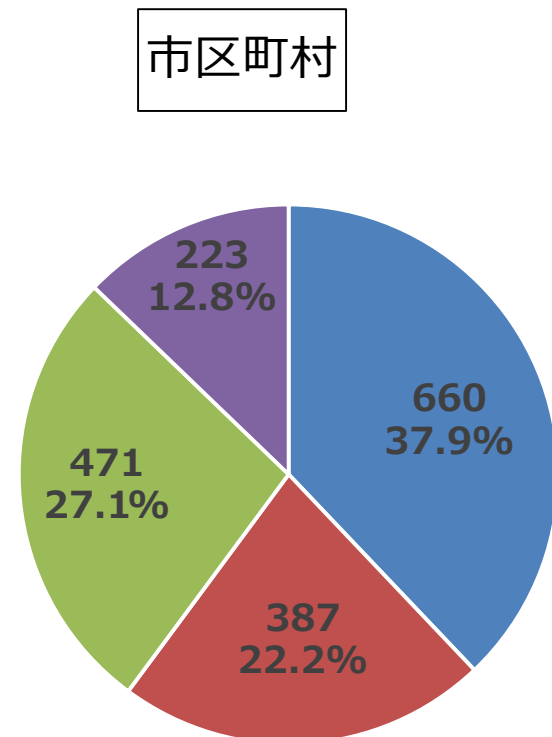
■ ①実施 ■ ②一部実施 ■ ③未実施

6 印刷事業者が製作する印刷データの取扱い

- 印刷事業者が製作する印刷データの取扱いについて、都道府県は「印刷物と併せて納品」と「納品なし」の併用、市区町村は「印刷物と併せて納品」とする回答が多数。



- ① 印刷物と併せて納品
■ ③ ①と②の併用



- ② 納品なし
■ ④ 発注者と受注者の双方協議により決定